

インクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育のあり方について（基本方針）



尼崎市特別支援教育の理念

すべての支援の必要な子どもたちの自立と社会参加に向け、関係機関との連携を勧め、学校園全体で一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うとともに、誰もが多様性を理解し尊重し支えあう共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指します。



SDGs



尼崎市



「誰一人取り残さない
社会の実現に向けて」
Leave no one behind

尼崎市教育委員会

令和3年2月策定

令和5年4月改訂

6つの重点目標について



尼崎市では、障害者権利条約の趣旨等を踏まえつつ、基本理念に基づき、特別支援教育を推進する。また、尼崎市教育委員会は、基本理念の実現に向け、次のとおり6つの重点目標を定め、各種政策の展開を進めていく。



(1) 就学前・小・中・高等学校における支援体制の整備と充実

- ① 個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組むとともに、多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級それぞれの充実を図る。
- ② 支援が必要な幼児児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にした上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し確実に引継ぎを行い、関係機関との情報の共有を図る。
- ③ 通常の学級に在籍する支援を要する幼児児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、校園内委員会において協議を行い、巡回相談や特別支援学校のセンター的機能を活用するなど各関係機関と連携し、校園内支援体制の強化を図る。
- ④ 特別支援教育支援員、生活介助員、特別支援ボランティア等の充実及び適切な配置に取り組む。
- ⑤ 「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の心身の状況に応じた適切な支援を行う。

(2) 早期からの相談支援と個に応じた適切な就学相談の推進

- ① 就学前の早期からの相談や就学後の継続的な相談が可能となるよう、いくしあ（子どもの育ち支援センター）等との連携をすすめ、相談支援体制等を整える。
- ② 就学前の各機関等と連携をとりながら、学校見学や説明会、教育相談等を実施し、本人、保護者に対し十分な情報提供を行い、適切な就学相談に努める。
- ③ 就学先のいかに関わらず支援が必要な幼児児童生徒が適切な教育を受けられるよう、幅広い専門家を教育支援委員会の構成メンバーとし、保護者の意見を最大限に尊重しつつ、教育、保健、医療、福祉等の専門的・総合的な観点から就学先の決定に係る相談を行う。
- ④ 就学時に決定した学びの場について、個々の子どもたちの発達や適応の状況等を勘案し、必要に応じて柔軟に見直しを図る。

(3) 学校園間および関係機関の連携（縦と横の連携）

- ① 個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成や合理的配慮の決定に当たっては、学校園と保護者が連携し、十分に情報共有や合意形成を図る。
- ② 支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、教育、保健、医療、福祉等の関係機関とのネットワークを形成する。
- ③ 就学前の各機関・小学校・中学校・高等学校・あまよう特別支援学校や県立特別支援学校との「縦の連携」と、いくしあ（子どもの育ち支援センター）や福祉部局など、施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図る。
- ④ 将来の自立と社会参加をめざし関係機関と連携し、卒業後を見通した個々に応じた指導・支援を行う。

(4) あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実

- ① 自立活動の充実を図り、キャリア教育の視点に立った肢体不自由特別支援学校の特色を生かした取組を進め、専門性の向上を図る。
 - ・児童生徒の障害の状況及び多様な教育的ニーズに応じた教育課程の編成(カリキュラムマネジメント)を行う。
 - ・医療的ケアが必要な児童生徒など、障害の重度重複化や多様化に対応するための専門性の向上に向けた取組を進める。
 - ・教員の専門性の維持・向上とセンター的役割を推進するため、弾力的な人事配置に努めるとともに、教員研修の充実を図る。
- ② 市内児童生徒向けの学習会や保護者向け研修会を充実させるとともに、市教育委員会との共催による教職員研修の実施、県立特別支援学校や医療・福祉など関係機関との連携による市内学校園への支援など、ニーズに応じた特別支援教育のセンター的機能を充実させる。
- ③ 居住地校交流や学校間交流等により、計画的・組織的に交流及び共同学習の取組を進める。また、地域との交流イベントなどを行い、センター校として積極的な情報の発信に努める。

(5) 教職員の専門性の向上

- ① すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る。
- ② 市教育委員会は、本市並びに各校における特別支援教育の推進役となる人材を育成するため、それぞれの経験や職階に応じた特別支援教育に関する研修体系とネットワークを構築する。
- ③ 各校園において、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援特設学級担任等を中心として、校園内研修の充実を図る。
- ④ 特別支援学校のセンター的機能等を活用した専門的な支援体制を構築し、個々の幼児児童生徒への指導内容・指導方法の工夫・充実を図る。

(6) 特別支援教育についての理解・啓発

- ① 本市の特別支援教育の取組について、市のホームページに掲載するなど、広く市民に向けて学校園における特別支援教育の取組について、積極的に情報発信する。
- ② 支援が必要な幼児児童生徒及びその保護者を孤立させないために、講演や研修の情報を地域社会へ広く提供する。
- ③ 交流および共同学習の一層の充実をはじめ、すべての幼児児童生徒が多様性を理解し、共に尊重しあう、共に生きる社会の構成者として、協働して生活する態度を育成する。

～この基本方針は、今後、国の施策や社会情勢の変化に伴い内容の精査を行うとともに、検証と方針の見直しを行う。～

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。(中略) この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)より抜粋
(文部科学省中央教育審議会 平成24年7月)

平成 20 年 5 月に、国連において「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）が発効されたことを受け、我が国では、「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正など、様々な法制度等の整備を行うことを通じ、国内における障害者制度の充実を図り、同 26 年には、障害者権利条約の批准を行った。

教育分野では、障害者基本法第 24 条に、「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」などが謳われていることを踏まえ、平成 24 年には、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられた。

この報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の重要性及びその構築のための特別支援教育の充実に向けた各種取組について提言されており、当該報告を踏まえ、「保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大」などを内容とする就学先決定の仕組みの見直しを含む「学校教育法施行令の一部改正」が平成 25 年に公布された。

尼崎市教育委員会では、平成 23 年 1 月に「特別支援教育の方針」を策定し、以来、特別支援教育の充実に取り組んできた。また、就学先決定の仕組みの見直し等、順次、必要な対応を行ってきたところであるが、障害者権利条約等を踏まえた更なる特別支援教育の充実の観点から、令和 2 年 3 月に策定された「尼崎市教育振興基本計画」も踏まえ、教育委員会内に「尼崎市特別支援教育基本方針検討委員会」を設置し、5 回にわたり、検討を行ってきた。令和 3 年 2 月、同委員会での議論を踏まえ、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）」（通称：「あまっ子方針」）を策定し、令和 5 年 4 月に国や県の動向、市の施策等の変更に伴い、改訂を行ったものである。

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）

＜作成＞ 尼崎市特別支援教育基本方針検討委員会（令和 3 年 2 月時点の所属）

委員長	石橋 由紀子	兵庫教育大学 准教授
副委員長	中尾 繁樹	関西国際大学 教授
委員	濱田 泰	浜田小児科内科クリニック 医師
	今泉 和子	幼稚園専門家派遣員 元尼崎市小学校教頭
	紺屋 美紀	長洲幼稚園 園長
	杉本 浩美	下坂部小学校 校長
	岡本 修一	小園中学校 校長
	吉野 浩司	琴ノ浦高等学校 校長
	小寺 英樹	あまよう特別支援学校 校長
	高橋 真奈美	たじかの園 園長
	片岡 理恵	こども青少年局子どもの育ち支援センター 発達相談支援課 課長
	富田 憲幸	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉政策担当 課長

＜問い合わせ先＞

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育担当

〒661-0024 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号

TEL (06) 6423-2553 FAX (06) 4950-5658